

矢板市家庭学習ノートコンテスト実施要領

1 目的

各家庭において、児童生徒が自ら授業と関連付けた学習内容、方法等を決めて取り組むことにより、家庭学習の質・量の拡充を促進し、その成果である家庭学習ノートの優良なものを市内一斉に『家庭学習ノートコンテスト』として表彰を行い、本市児童生徒の学力向上につなげる。

2 主催

矢板市教育委員会

3 共催

矢板市P T A連絡協議会

4 募集

○対象者 矢板市立小中学校の児童生徒

○ノートの規格 B 5～A 4程度、縦書き・横書き等は問わず

○締め切り 10月下旬（各学校で設定する。）

○児童生徒は各学校において本要領及び『矢板市家庭学習ノートコンテスト審査基準』に基づきノート作成の指導を受け、作成した家庭学習ノートを学校へ1冊提出し、学校審査を経て全体審査に出品する。

・ノートは一冊全部終わらなくても提出可能とする。

・各学校で校内審査を行い、各学年の30%程度を校内の入賞作品とする。

・校内の入賞作品のうち、更に30%程度を全体審査に出品できる。

（学年の在籍人数が8人以下の場合は、原則として1作品を出品する。）

○入選作品のうち、最優秀・優秀作品については一定期間展示後、返却する。

○入選した児童生徒の個人情報及び作品は次のことに使用する。

・本コンテストの運営管理及び広報等へ掲載する。

・各学校で見本として展示する。

5 審査

○時期 ・校内審査会（各学校で入賞者決定） 11月上旬

・全体審査会（矢板市家庭学習ノートコンテスト） 11月下旬

○入選 『矢板市家庭学習ノートコンテスト審査基準』に基づき審査を行い、入選作品を決定する。

・学年ごとに、最優秀賞1点と優秀賞、佳作を決定する。

・最優秀賞から小学校最優秀賞1点、中学校最優秀賞1点を決定する。

6 入選発表 各学校を通じて入選者へ通知する。

7 表彰式及び家庭学習パネルディスカッション（平成29年度）

日 時 平成30年1月20日（土）10時00分～11時30分

場 所 矢板市文化会館小ホール

（1）表彰 （30分）

（2）家庭学習パネルディスカッション（60分）

※ パネリスト4名予定。

矢板市家庭学習ノートコンテストQ & A

Q1 ノート1冊の途中のページまで記入したものを出品して良いか？

A 良い。

少しでも児童生徒が家庭学習をすれば提出してもらいたい。

また、小学校低学年はスタートが遅いので（例 夏休み後、2学期から）
1冊終わらなくても良い。

Q2 ルースリーフでも良いか？

A 良い。

Q3 問題集等を貼って解いたり、漢字練習や計算ドリルなどの学習でも良いか？

A 全体審査では、授業の『めあて』や『振り返り』など、教科と関連したもののが
望ましいが、家庭で学習したものは全て校内審査の対象とする。

Q4 校内審査では、在籍200人の30%の60人を入賞として良いか？

あるいは、実際に提出した100人の30%の30人を入賞として良いか？

A 在籍人数からの割合で60人入賞として良い。

Q5 学年ごとに必ず1点は全体審査に出さなければならぬか？

A 家庭学習の促進を目的としているため、学年在籍人数が8人以下のは場合は、
できるだけ最低1作品は出品してほしい。
学校、学年の事情により出品できない場合は、出品なしでも可とする。

Q6 奨に入ったノートは返却されるか？

A 返却する。

Q7 審査基準は保護者にも周知しても良いか？

A 良い。

児童生徒及び保護者向けにチラシを配布する。

矢板市家庭学習ノートコンテスト審査基準

○ 観点

①文字の状況

- ・筆圧
- ・文字の形

②内容

- ・ページ数の確保
- ・教科のバランス
- ・漢字・計算より考えてまとめる内容が良い。

③構成

- ・「めあて」「ふりかえり」「日付」「時間」を入れるよう共通理解
- ・分かり易く
- ・記号や箇条書き等の工夫
- ・罫線や囲みで整理
- ・表紙やトピックなどの工夫

○ 審査の段階で挙がってきた冊数に応じて

- ・全体審査では、学年ごとに最優秀賞1点、その他に優秀賞、佳作を決定する。
さらに、最優秀賞から小学校最優秀賞1点、中学校最優秀賞1点を決定する。

矢板市 家庭学習ノートコンテスト

「じまんの家庭学習ノート」大募集！

矢板市では、本年度から学力の向上を目指して、児童生徒が自分で教科や内容、方法などを決めて作る家庭学習ノート（自主学習ノート）のコンテストを行います。

応募

- ・市立小学生、中学生ならだれでも
- ・締切り：10月末頃（各学校）
- ・ノートの大きさ：B5～A4程度

審査時期

- ・11月上旬：校内で入賞作品を決定します。
- ・11月下旬：市全体で入賞作品の中から入選作品を決定します。

審査するところは？

- ☆ 文字は？
 - ・しっかりと丁寧に書かれているかな。
- ☆ 内容は？
 - ・何ページやったかな。
 - ・いろいろな教科に取り組んでいるかな。
 - ・漢字や計算だけでなく、考えてまとめる学習もできたかな。
 - ・「日付」や「時間」を入れたかな。
 - ・「めあて」や「ふりかえり」をわかりやすく整理できたかな。

△ 記号や罫線、囲みを使って工夫しよう！

入選 「小学校の部最優秀賞」「中学校の部最優秀賞」各1点

学年ごとに、最優秀賞1点、優秀賞、佳作を決定します。

※入選作品は、広報やいたなどで学校、学年、氏名と作品を紹介します。

入賞・入選者に
賞品があるなり～

《表彰式・家庭学習パネルディスカッションを行います》

日時：平成30年1月20日（土）10：00～11：30

場所：矢板市文化会館 小ホール



矢板市教育委員会（教育総務課）

矢板市矢板106番地2 TEL0287-43-6217 FAX0287-43-4432

矢板市家庭学習ノートコンテスト審査会設置要綱

(設 置)

第1条 家庭学習ノートの優良なものについて、審査を行うための家庭学習ノートコンテスト審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(事 務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について、検討する。

- (1) 家庭学習ノートの審査に関すること。
- (2) その他第1条の目的達成に関係すること。

(組 織)

第3条 審査会は、別表1の関係機関のとおりとし、各機関に所属する者のうちから選任された者とする。

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

(委員長)

第5条 審査会に委員長を置き、別表1の学識経験者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し審査会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(審査会)

第6条 審査会は、委員長が招集し議長となる。

(検討会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について、審査基準等の検討を行うため、審査会に検討会を置く。

- 2 検討会は、別表2の関係機関から選任された者をもって組織する。
- 3 検討会に会長を置く。
- 4 会長は、事務局長をもって充てる。

(事務局)

第8条 審査会の庶務は、教育総務課において処理する。

- 2 事務局長は、教育長とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 「矢板市家庭学習ノートコンテスト審査会」委員

区分	所属	職名	人數
学識経験者	_____	_____	1名
学校関係	各小中学校	学習指導主任	12名(各校1名)
	各小中学PTA	PTA会長又は役員	12名(各校1名)
教育関係	教育委員会	教育委員	4名
	教育委員会事務局	指導主事等	5名

別表2 「検討会」委員

区分	所属	職名	人數
学識経験者	_____	_____	1名
学校関係	各小中学校	学習指導主任	12名(各校1名)
教育関係	教育委員会	教育長	1名
	教育委員会事務局	指導主事等	5名